

長岡京市家庭児童相談システム導入業務に係る

公募型企画競争募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

長岡京市家庭児童相談システム導入業務

(2) 業務の目的

長岡京市家庭児童相談システム導入業務(以下「本業務」という)は、家庭児童相談業務における記録管理をエクセルや紙媒体等から、システムへの管理へ移行することで、業務の作業効率の向上、個々の事例における支援強化及び厚生労働省が構築を進めている要保護児童等情報共有システムへのデータ作成作業の軽減を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「長岡京市家庭児童相談システム導入業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という)のとおり。

なお、仕様書内で記載した業務内容は、家庭児童相談システム導入の検討に必要と考えられる事項を示したものであり、仕様書の記載のない事項について、提案を妨げるものではない。

また、契約に際しては、企画提案書を特定したものと詳細内容の協議を行う。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月2日(月)まで

(5) 提案上限額

10,760,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

システム構築完了及び導入後5年間(60か月)のシステム利用総費用。

システム構築にはサーバー設置費を含む。

2. 参加資格

参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと
- ② 長岡京市契約規則(昭和47年規則第27号)第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと
- ③ 本年度長岡京市競争入札等有資格者名簿に電算処理で登録があること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑤ 公募の日から企画提案者の特定の日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱別表に該当する者として、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除措置を受けている者でないこと。
- ⑦ 家庭児童相談システムの導入業務を請け負った実績を令和2年度以降に有すること。

3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が特定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- ① 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- ② 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱(平成23年4月1日施行)別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- ⑤ 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- ⑥ システム導入にあたり、必ず実現しなければならない要件が実現できないとき。
- ⑦ 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑧ 提案上限額を超える提案を行ったとき。
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ⑩ 著しく信義に反する行為があったとき。
- ⑪ その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

4. 実施スケジュール

公募開始日	令和7年6月10日(火)
質疑受付締切	令和7年6月20日(金)
質疑に対する回答	令和7年6月27日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年7月2日(水)
参加資格審査結果通知	令和7年7月8日(火)
企画提案書の提出期限	令和7年7月22日(火)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年7月28日(月)
特定結果通知	令和7年8月4日(月)
契約締結	特定通知後

5. 参加表明に関する事項

(1) 提出期限等

- ① 受付期間: 令和7年7月2日(水) 午後5時00分まで
郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。
- ② 提出方法: 持参、郵送または E メールで提出すること。
(郵送または E メールの場合は、事前に連絡を入れること。)
(Eメールの場合は「長岡京市家庭児童相談システム導入業務委託参加表明書」とし、必ず到着確認を行うこと。)
- ③ 提出先: 長岡京市役所健康福祉部こども家庭センター家庭児童相談係
電話 075-951-2126
メールアドレス kodomo-c@city.nagaokakyo.lg.jp

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社等事業概要がわかる資料(任意様式)
- ③ 令和2年度以降の家庭児童相談システム導入業務の受託実績書(様式2)

(3) 質疑の受付

- ① 受付期間: 令和7年6月20日(金) 正午まで
- ② 提出方法: 「質疑書(様式3)」を持参、郵送または E メールで提出すること。
(郵送または E メールの場合は、事前に連絡を入れること。)
(Eメールの場合は「長岡京市家庭児童相談システム導入業務委託質疑書」とし、必ず到着確認を行うこと。)
- ③ 提出先: 長岡京市役所健康福祉部こども家庭センター家庭児童相談係
電話 075-951-2126
メールアドレス kodomo-c@city.nagaokakyo.lg.jp
- ④ 回答: 令和7年6月27日(金)に市ホームページで公開する。
こちらからは連絡しないため、各自確認すること。

6. 参加資格審査結果通知について

令和7年7月8日(火)に参加資格審査結果通知を E メールにより送付する。

資格ありの結果通知を受け取った事業者は、「7. 企画提案書に関する事項」に記す期限までに必要書類を提出すること。

7. 企画提案書に関する事項

(1) 提出期限等

- ① 提出期限: 令和7年7月22日(火) 午後5時00分まで
- ② 提出部数: 7部
- ③ 提出方法: 持参又は郵送(郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと。)
- ④ 提出先: 長岡京市役所健康福祉部こども家庭センター家庭児童相談係

(2)提出書類

- ① 企画提案書提出届(様式4)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 参考見積書(様式5)
- ④ 機能要件適合表(別表)
- ⑤ ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類(任意様式)

(3)「7. (2)提出書類」の作成様式及び記載上の留意事項

【企画提案書】

- ① 企画提案書の様式は A4 判の両面印刷とし、ページ番号を付すこと。また、主要な文字のサイズは11ポイント以上とする。
- ② 提出できる企画提案書は 1 者につき 1 案とする。
- ③ 企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。
 - (ア) 本業務に対する考え方、実施方針
 - (イ) 提案のセールスポイント
必須機能で優れている点等
 - (ウ) 本業務に係る実施体制
人員体制や実施スケジュール等
 - (エ) 導入時及び導入後の支援体制
データ移行方法、保守内容、サポート体制、システム操作研修の内容、運用開始後のサポート等

【参考見積書】

参考見積書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

- (1)システム導入費用(消費税及び地方消費税を含む。)
システム構築完了及び導入後5年間(60か月)のシステム利用総費用
- (2) 導入後に係る費用(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ① 導入後 5 年間の月額保守費用
仕様書「4.(6)保守対応」及び「4.(7)障害対応」に係る費用
 - ② 5 年経過後のシステム変更時に係る移行費用
システム移行用データ抽出、企業間連携及びテストデータ・本番データへの協力に係る費用
 - ③ 5 年経過後にシステム利用延長(5 年間)に係る費用
仕様書「4.(1)ハードウェアの導入」、「4.(2)ソフトウェアの導入」及びサーバー間のデータ移行に係る費用
- (3)サーバー機器等の仕様
クライアント端末最大10台で要求される処理をスムーズかつ安定的にこなす能力

【機能要件適合表】

「各評価基準」について、提案パッケージシステムで実現可能のものであれば「◎」、カスタマイズで実現可能「○」、代替案で実現可能なものである「△」、実現不可なものである「×」を記入すること。

【ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類】

えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業であることが確認できる資料を提出すること。
(厚生労働省の認定企業公表HPの写し等)

8. 特定に関する事項

(1) 企画提案書の特定基準

企画提案書の特定にあたっては、本業務に係る企画競争方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設け、次の評価基準により審査を行う。

審査項目	評価内容		配点
企画提案書 全般	業務目的・内容を的確に把握しているか		10
	企画提案書の構成・見栄えはどうか (分かり易い内容か、まとめ方の良否)		5
システム等に関する評価	本業務の目的を達成できるシステムの性能か(必須機能の評価)		10
	本業務の目的を達成できるシステムの性能か(任意機能の評価)		15
実施体制	業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか		5
	スケジュールは妥当なものか		5
支援体制	本市にとって有効かつ、効率のよいサービスとなっているか		10
	データ移行は作業負担の軽減が図れる内容となっているか		5
プレゼン テーション	魅力的なプレゼンテーションであったか		5
	質問に対する応答が明快、迅速、的確なものであったか		5
小計(主観的項目)			75
地元事業者 優先発注	長岡京市内本店または支店の事業者	7	7
	上記以外の事業者	0	
ワークライフ バランス等 の推進	えるぼし認定企業	1	3
	くるみん認定企業	1	
	ユースエール認定企業	1	
	上記以外の事業者	0	
参考見積額	システム導入費用に対する評価(本業務に係る費用)		10
	導入後に係る費用に対する評価(本業務とは別に係る費用)		5
小計(客観的項目)			25
合計			100

(2)プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ① 実施日:令和7年7月28日(月)
- ② 実施場所:長岡京市役所 分庁舎3 1階 会議室1
- ③ 開始時間:参加資格審査結果通知に記載
- ④ 実施方法:提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭で説明を行うこと。
なお、プレゼンテーションに必要な機器のうち、スクリーンについては市が用意し、パソコン、プロジェクター、電源コード等については参加事業者が用意すること。ただし、外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて参加事業者が準備すること。
プレゼンテーション資料は企画提案書として提出されたものとし、資料の追加・変更は認めない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについては、この限りではない。
- ⑤ 時間配分:プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリングは15分以内とする。なお、参加者数により、時間の増減があり、詳細は参加資格審査結果通知に記載する。
- ⑥ 出席者:1者あたりの出席人数は4名までとし、担当予定者は必ず出席すること。
- ⑦ その他:プレゼンテーション及びヒアリングは審査委員会が行い、庶務担当者が同席する。

(3)特定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、総合点が配点の6割以上であり、かつ、最も高い者を、契約相手方の候補者として特定する。
- ② ①において、最も総合点が高い者が複数の場合は、審査項目「システム等に関する評価」の合計が最も高い者を特定する。
- ③ ②において、優劣がつかない場合は、提案金額が安価な者を候補者として特定する。
- ④ 企画競争の参加者が1者のみとなり、提案書を期限より前に提出した場合、特定等のスケジュールを早めることがある。

9. 特定結果通知について

令和7年8月4日(月)に特定結果通知をEメールにより送付する。

10. 非特定に関する事項

- ① 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に様式6により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、他者の評価点や提案内容に関する内容のほか、発注者が非特定理由と関係がないと判断する事項についての回答は行わない。
- ② 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内にEメールにより行う。
- ③ 非特定理由の説明申請書の提出方法は以下のとおりとする。

(ア) 提出方法:持参、郵送または E メールで提出すること。

(郵送または Eメールの場合は、事前に連絡を入れること。)

(Eメールの場合の件名は、「長岡京市家庭児童相談システム導入業務委託非特定理由説明申請書」とし、必ず到着確認を行うこと。)

(イ) 提出先:長岡京市役所健康福祉部こども家庭センター家庭児童相談係

電話 075-951-2126

メールアドレス kodomo-c@city.nagaokakyo.lg.jp

10. 契約手続きに関する事項

(1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- ① 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき
- ② 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ③ 本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添仕様書及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

(3) その他

特定事業者が、契約相手方として決定された後に契約を締結しない場合は、長岡京市競争入札心得に基づき、見積書記載額(税込み)の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11. その他留意事項

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 参加表明書提出後に辞退する場合は E メール(様式任意)により届け出ること。
- ③ 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑤ 審査内容や審査経過については、公表しない。
- ⑥ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- ⑦ 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- ⑧ 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、長岡京市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

12. 問い合わせ先

長岡京市役所健康福祉部こども家庭センター家庭児童相談係

電話 075-951-2126

メールアドレス kodomo-c@city.nagaokakyo.lg.jp